

小郡市監査委員公表第17号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月31日及び令和5年4月28日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年5月30日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第4号（令和5年2月8日付 福祉課）分  
・・・・・・・・ 1件  
小監公表第5号（令和5年2月8日付 長寿支援課）分  
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第4号（令和5年2月8日付 福祉課）分

	監査の結果	措置の状況
1	指摘事項（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの 障害者自発的活動支援事業業務について、事業に係る計画書及び収支予算書が提出されずに、委託料が請求され、支払がなされていた。 契約書では、契約業者は、事業に係る計画書及び収支予算書を作成し、請求書とともに提出し、委託料を請求するよう記載されている。契約の適正な履行を確保するため、契約業者に指示し、業務委託に必要な書類は契約書に記載されている通り提出させられたい。	令和4年度について、事業者と協議し改めて指示を行い収支予算書、事業実施計画書について提出を受けた。 令和5年度については契約書記載の通り、契約時に収支予算書、事業実施計画書の提出を受けた。

小監公表第5号（令和5年2月8日付 長寿支援課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（2）介護保険料の還付について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>時効によって還付を受ける権利が消滅していた平成30年度の介護保険料を還付していた。</p> <p>介護保険料の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは、時効により消滅する。還付未済金について、時効を確認し、台帳を整理するなど、再発防止対策を講じられたい。</p>	<p>現在介護保険還付台帳に登載されているものの、すでに時効消滅しているもの（消滅時効が5年となる可能性のないもの）について、令和5年3月1日付で還付台帳から削除し、台帳の整理を行った。</p> <p>今後は、システムでの管理方法等についても検討を行い、再発防止に努めていく。</p>